

## 平成23・24年度工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社における平成23・24年度工事希望調査を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

### 1 調査対象工事区分等

- (1) 4(1)③の事務所等において、平成23年7月1日以降、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分（別掲）を対象とします。
- (2) 調査は工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。  
※ 資料の受付は、支社及び事務所ごとに行い、その提出方法及び提出期間も異なりますので、ご注意ください。

### 2 調査資料の提出要件

当機構関東地区における平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、当支社及び各事務所が工事区分毎に定める要件（格付・地理的条件・技術的適性等）を満たしている者としてします。

なお、平成23・24年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

平成23・24年度調査対象工事区分表の機構が定める要件（格付等）の中小企業とは官公需法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定による中小企業者としてします。

### 3 調査資料の作成要領の交付

調査資料は当支社ホームページからのダウンロードにより平成23年4月13日(水)から交付します。

### 4 調査資料の受付

調査資料は、希望する工事区分ごと作成し、それぞれの支社及び事務所ごとに提出が必要です。

(1) 定期受付

① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可  
希望するそれぞれの支社、事務所に送付（郵送）してください（工事区分、事務所ごとに資料を作成し、工事種別送付区分先に郵送してください。）。

② 受付期間

平成23年4月15日（金）から平成23年4月28日（木）まで（必着）

③ 送付場所

次表の工事種別区分ごとに調査資料を作成し、送付先に郵送してください。

	工事種別区分 5頁（別掲）参照	送付先		
		事務所等名	住 所	電話番号
1	保全建築 保全土木 造園 塗装 防水 (各住宅管理センター分を含む)	神奈川地域支社	〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1横浜アイランドタワー17階 契約チーム	045 (682)1531
2	電気 管 (横浜住宅管理センター分のみ)	横浜 住宅管理センター	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-1-8エキシア横浜7階 技術チーム	045 (312)1133
3	電気 管 (神奈川西住宅管理センター分のみ)	神奈川西 住宅管理センター	〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル9階 保全計画課	0466 (26)3109
4	電気 管 (横浜南住宅管理センター分のみ)	横浜南 住宅管理センター	〒234-0054 神奈川県横浜市港南区港南台 3-3-1港南台214ビル3階 技術チーム	045 (835)0065

※ 電気、管は、一つの事務所で他の事務所の資料受付はできませんので希望するそれぞれの事務所に送付してください。

※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

保全建築等で複数の事務所分を神奈川地域支社に送付する場合は、事務所毎に複写等を行い希望事務所の調査資料を作成しクリップ止めしてください。

(2) 追加受付（随時）

- ① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可  
※希望するそれぞれの支社、事務所に送付してください（複数事務所等の一括受付はいたしません。定期受付とは異なります。）。

② 受付期間

平成23年7月1日（金）から平成25年3月31日（日）まで（必着）

③ 送付場所

次表の工事種別区分ごとに調査資料を作成し、送付先に郵送してください。

	工事種別区分 5頁（別掲）参照	送付先		
		事務所等名	住 所	電話番号
1	保全建築 保全土木 造園	神奈川地域支社	〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1横浜アイランドタワー17階 契約チーム	045 (682) 1531
2	保全建築・保全土木 造園・電気・管・塗 装・防水	横浜 住宅管理センター	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-1-8エキア横浜7階 技術チーム	045 (312) 1133
3	保全建築・保全土木 造園・電気・管・塗 装・防水	神奈川西 住宅管理センター	〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル9階 保全計画課	0466 (26) 3109
4	保全建築・保全土木 造園・電気・管・塗 装・防水	横浜南 住宅管理センター	〒234-0054 神奈川県横浜市港南区港南台 3-3-1港南台214ビル3階 技術チーム	045 (835) 0065

(3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。

5 その他

- (1) この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出された調査資料は、原則として返却しません。
- (4) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料

の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上

(別掲) 工事区分表

工事種別	工事区分※	工事発注担当事務所
保全建築	住戸内建築等修繕工事	支社 ・ 各住宅管理センター
	共用部建築等修繕工事	支社 ・ 各住宅管理センター
	外壁等修繕工事	支社 ・ 各住宅管理センター
	耐震改修工事	支社
塗装	塗装工事	各住宅管理センター
防水	防水工事	各住宅管理センター
保全土木	土木修繕等工事	支社 ・ 各住宅管理センター
造園	造園再整備工事	支社 ・ 各住宅管理センター
電気	電気設備修繕等工事	各住宅管理センター
	テレビ共聴設備修繕等工事	各住宅管理センター
管	機械設備修繕等工事	各住宅管理センター

《本掲示に関する問合せ先》

問い合わせ先一覧

事務所	工事種別	工事区分※	担当部課チーム(担当)	電話番号
神奈川地域支社	保全建築	住戸内建築等修繕工事	住まいサポート業務部 住宅保全チーム (篠原)	045-682-1876
		共用部建築等修繕工事		
		外壁等修繕工事		
		耐震改修工事		
	保全土木	土木修繕等工事	住まいサポート業務部 住宅保全チーム(有安)	045-682-1878
造園	造園再整備工事	住まいサポート業務部 住宅保全チーム(岩田)	045-682-1881	
		※ 資料の提出手続きに関すること (資料の作成方法については、上記の各担当 まで)	総務企画部 契約チーム	045-682-1531
横浜 住宅管理センター	保全建築他	全調査対象工事区分	技術チーム	045-312-1133
神奈川西 住宅管理センター	保全建築他	全調査対象工事区分	保全計画課	0466-26-3109
横浜南 住宅管理センター	保全建築他	全調査対象工事区分	技術チーム	045-835-0065

※ 6・7頁の平成23・24年度 調査対象工事区分表を参照願います。

平成23・24年度 調査対象工事区分表（支社）

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) H22年度 発注件数	格付等
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 鋼製建具のアルミ化工事 アルミ製建具の改修工事 他	1 件	保全建築登 録業者のう ち、中小企 業（※2）に 該当する者
	(2) 共用部建築等修繕 工事	屋根断熱防水等修繕工事（コンクリートブ ロック工法等複数工種を含む工事） 共用階段及び廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 集会所、店舗等の小規模増改築等工事 住棟エントランス等改修工事 集合郵便受箱取替工事 施設整備工事（建築物） 他	0 件	
	(3) 外壁等修繕工事	・ 外壁等修繕工事（1棟単位）	15 件	
	(4) 耐震改修工事	・ 耐震改修（ピロティ階） その他工事	0 件	
保全 土木	(1) 土木修繕等工事	・ 道路修繕工事 ・ 通路修繕工事 ・ 汚水管修繕工事 ・ 外柵修繕工事 ・ 駐車場基盤整備工事 他	3 件	保全土木登 録業者のう ち、中小企 業（※2）に 該当する者
造園	(1) 造園再整備工事	・ 園路（通路）整備工事 ・ 広場整備工事 ・ 遊戯施設整備工事 ・ 修景施設整備工事 ・ 植栽整備工事 ・ 屋外施設整備工事 ・ 自転車置場整備工事 他	5 件	造園 A
				造園 B
				造園 C

※1 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。）

※2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条(1)に該当する者。（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）

平成23・24年度 調査対象工事区分表（住宅管理センター）

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) H22年度発注件数			格付等
			横浜	神奈川西	横浜南	
保全建築	(1)住戸内建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼製建具のアルミ化工事</li> <li>外回り木製建具アルミ化工事</li> <li>ひる石天井修繕工事</li> <li>洗濯排水設備設置工事</li> <li>アルミ製建具の改修工事 他</li> </ul>	0件	0件	1件	保全建築登録業者のうち中小企業(※2)に該当する者
	(2)共用部建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根断熱防水等修繕工事(コンクリートブロック工法等複数工種を含む工事)</li> <li>共用階段及び廊下手摺り設置工事</li> <li>階段室床防水工事</li> <li>防風スクリーン等修繕工事</li> <li>落下防止庇修繕・設置工事</li> <li>施設整備工事(建築物等)</li> <li>共用廊下床シート修繕工事 他</li> </ul>	4件	5件	4件	
	(3)外壁等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁等修繕工事(1棟単位)</li> </ul>	1件	0件	0件	
塗装	(1)塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>外回り鉄部・建具塗装工事</li> <li>屋外工作物塗装工事</li> <li>屋内壁塗装工事 他</li> </ul>	5件	3件	3件	塗装登録業者のうち中小企業(※2)に該当する者
防水	(1)防水工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根防水工事</li> <li>バルコニー床防水工事他</li> </ul>	0件	0件	1件	防水登録業者のうち中小企業(※2)に該当する者
保全土木	(1)土木修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路修繕工事</li> <li>通路修繕工事</li> <li>汚水管修繕工事</li> <li>外柵修繕工事</li> <li>駐車場基盤整備工事 他</li> </ul>	2件	0件	0件	保全土木登録業者のうち中小企業(※2)に該当する者
造園	(1)造園再整備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路(通路)整備工事</li> <li>広場整備工事</li> <li>遊戯施設整備工事</li> <li>修景施設整備工事</li> <li>植栽整備工事</li> <li>屋外施設整備工事</li> <li>自転車置場整備工事 他</li> </ul>	1件	0件	1件	造園B
						造園C
電気	(1)電気設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>電灯幹線(40A化)改修工事</li> <li>インターホン化工事</li> <li>共用灯修繕工事</li> <li>自動火災報知設備修繕工事他</li> </ul>	6件	5件	4件	電気B
	(2)テレビ共聴設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>増幅器修繕工事他</li> </ul>	1件	0件	1件	電気通信工事の建設業許可をもつ電気登録業者
管	(1)機械設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水管改修工事</li> <li>排水管改修工事 他</li> </ul>	1件	1件	0件	管B
						管C

※1 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。(自社の施工マニュアルを添付すること。)

※2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条(1)に該当する者。(資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)